

第5回奈良県広域水道企業団設立準備協議会 議事概要

日 時：令和6年7月29日(月) 15:00～15:30

場 所：奈良ロイヤルホテル 2階 凤凰の間

奈良県広域水道企業団規約案及び基本計画(令和5年2月策定)の改定案について、当日提示案どおり了承された。

事務局からの資料説明後に行われた意見交換の概要は、以下のとおり。

<天理市長>

○資料について異論は無いが、確認をさせていただきたい。

水道料金と加入金について、5年間の経過措置が今回の基本計画改定版にも記載されているが、5年後に必ず経過措置が終了するということではなく、その時の収支状況、企業立地、介護施設等、様々な影響を総合的に判断して議論していくという理解でよいか。

<事務局>

○経過措置の期間については、初回の水道料金算定期間の5年間と定めて実施するが、次の算定期間においても、全体の収益性等を踏まえて多角的に検討・協議されるものと考えている。

○具体的には、今後の物価変動、人口減少、投資の進捗など、実際の変動要素を加味して、どの程度の料金改定が必要か等を見極めたうえで、様々な需要層の負担の観点等から多角的に確認していただき、企業団において慎重に検討・協議していただく必要があると考えている。

<桜井市長>

○平成29年に県域水道一体化に向けた動きがスタートして以来、紆余曲折を経て今日の日を迎えたことを大変嬉しく思う。

○これからが大事なので、よりよい広域水道になるよう、皆が一丸となって取り組んでいきたい。

<会長>

○貴重なご意見をいただき感謝する。

<会長(まとめ)>

○他にご意見等が無いようなので、本日の議題については提示案のとおり決定させていただく。○協議会の皆様には、水道の一体化に向け、これまで長期にわたり精力的に検討・協議いただいたことに感謝申し上げる。

○今後は、本日了承された企業団規約案により、それぞれの構成団体において、9月議会で議決を得ていただくことになる。全団体が揃って可決していただけるよう、よろしくお願ひする。

○今回の規約案の了承により、一体化に向けて大きく前進していくと認識している。

○統合後は、安全で安心な水道水を安定的に、かつ適正な価格で供給していくという使命を、構成団体の皆様とともに全うできればと思う。

○統合後も、皆様におかれでは、主体的・建設的に事業運営に参画していただくようお願いする。

以上